【負担額】1食500円

≪「食」の自立支援事業フローチャート≫

令和7年9月更新

①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯ですか？

はい

②下記項目について当てはまる項目はありますか？

□医師から栄養改善について指示が出ている。　□6ヶ月で2～3Kgの体重減少があった。
□朝・昼・夜と1日に3食摂れていない。　□食事内容に偏りがある。　□食事が食べにくくなった、または、食べるものが減った。

はい

③配食時に自宅におり、直接手渡しにてお弁当を受け取ることができますか？

はい

④配食時に鍵が開いておらず応答がない場合、対応できる「緊急連絡先」はいますか？

はい

⑤現在、介護保険サービス（通所・訪問）や、「ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業（ヤクルト）」を利用していますか？

いいえ → ⑥ 週3回までは配食可。

はい → 介護保険サービス（通所・訪問）のみ利用 → ⑦ 介護保険サービス（通所・訪問）利用日を除き、週3回まで配食可。

はい → 「ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業（ヤクルト）」のみ利用 → ⑧ ヤクルト配達日を除き週2回まで配食可。

はい → 介護保険サービス（通所・訪問）及び「ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業（ヤクルト）」を併用 → ⑨ 配食は、ヤクルト配達日や介護保険サービス（通所・訪問）利用日を除き、介護保険サービス（通所・訪問）及び配食を合わせて週2回まで可。

※介護保険サービス（通所・訪問）及び配食を合わせて週3回以上利用する場合は、ヤクルト対象外となるので高齢者福祉係☎62-9807に要相談。

いいえ（①）
いいえ（②）
いいえ（③）
いいえ（④）
→ ⑩ 配食利用不可。

配食サービスは高齢者の安否確認と栄養改善が目的なので、この4つの項目のうち一つでも「いいえ」になれば利用できない。